

○小城市道路占用料条例（案）

平成 17 年 3 月 1 日

条例第 164 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき市が徴収する占用料に関し必要な事項を定めるものとする。

（占用料の額及び算出方法）

第 2 条 占用料の額は、別表のとおりとし、年額で定められている占用物件に係る占用期間が 1 年未満のもの又は 1 年未満の端数があるときは、月額によって計算する。

2 占用の期間が、1 月未満のもの又は 1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。

3 占用の面積で 1 平方メートル未満のもの又は 1 平方メートル未満の端数があるときは 1 平方メートルとして、占用の長さで 1 メートル未満のもの又は 1 メートル未満の端数があるときは 1 メートルとして計算する。

4 占用料の納付額が、100 円に満たないときは、100 円とする。

（占用料徴収の方法）

第 3 条 占用料は、納入通知書により徴収する。この場合において、年度を超えて占用するものについては、年度ごとに区分して徴収するものとする。

（占用料の減免）

第 4 条 市長は、規則で定める占用物件については、占用料を減額し、又は免除することができる。

（占用料の還付）

第 5 条 既納の占用料は、還付しない。ただし、法第 71 条第 2 項の規定により占用の許可を取り消した場合は、取消しのあった日の属する月の翌月以後の分を還付することができる。

（督促手数料及び延滞金）

第 6 条 法第 73 条第 1 項の規定により督促したときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 督促手数料は、督促状 1 通につき 100 円とする。

3 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ滞納金の額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に

年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、延滞金が 100 円未満の場合は、これを徴収しない。

- 4 市長は、第 1 項の延滞金の徴収について特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第 8 条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定にかかわらず、平成 16 年度分の占用料の額については、なお合併前の小城町道路占用料条例(昭和 50 年小城町条例第 23 号)、三日月町道路占用料徴収条例(昭和 60 年三日月町条例第 12 号)、牛津町道路占用料徴収条例(昭和 60 年牛津町条例第 21 号)又は芦刈町道路占用使用料徴収条例(昭和 60 年芦刈町条例第 11 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の例によるものとし、平成 17 年度分から平成 19 年度分までの占用料の額については、附則別表のとおりとする。

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則別表

占用物件		占用料	
		単位	金額(円)
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	770
	第 2 種電柱		1,200
	第 3 種電柱		1,600
	第 1 種電話柱		690

	第 2 種電話柱		1,100
	第 3 種電話柱		1,500
	その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	7
	地下電線その他地下に設ける線類		4
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	520
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		450
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	36
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		53
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		71
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		140
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの		360
	外径が 1 メートル以上のもの		710

法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100	
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	A に 0.003 を乗じて得た額	A に 0.003 を乗じて得た額	
		階数が二のもの			A に 0.005 を乗じて得た額
		階数が三以上のもの			A に 0.006 を乗じて得た額
	上空に設ける通路				710
	地下に設ける通路				360
	その他のもの				1,100
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	11	
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	110	
道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下この表において「政令」という。)第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	110	
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100	
	標識		1 本につき 1 年	850	
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	11	
		その他のもの	1 本につき 1 月	110	
	幕(政令第 7 条第 2 号に掲げる	祭礼、縁日等の際し、一時的に	その面積 1 平方メートルに	11	

	工事中施設で あるものを除 く。)	設けるもの	つき1日	
		その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	110
	アーチ	車道を横断する もの	1基につき1 月	1,100
		その他のもの		540
政令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同 条第3号に掲げる工事中材料			占有面積1平 方メートルに つき1月	110
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同 条第5号に掲げる施設				110
政令第7条 第6号に掲 げる施設	建築物	階数が一のもの	占有面積1平 方メートルに つき1年	Aに0.008を乗じて 得た額
		階数が二のもの		Aに0.011を乗じて 得た額
		階数が三のもの		Aに0.015を乗じて 得た額
		階数が四以上の もの		Aに0.016を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.008を乗じて 得た額		
備考				
<p>(1) 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>(2) 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>(3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話</p>				

柱に設置する電線をいうものとする。

(4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

(5) A は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

(6) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額(円)
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	電柱	1本につき1 年	1,200
	電話柱		670
	その他の柱類		67
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき1 年	7
	地下電線その他地下に設ける線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	660
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつ き1年	400
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1 年	1,300
	郵便差出箱		570
	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつ き1年	1,100
その他のもの	占用面積1 平方メー トルにつ き1年	1,300	
法第32条 第1項第2	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メー トルにつ き1	40
	外径が0.1メートル以上0.15メー		61

号に掲げる 物件	ル未満のもの		年	
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの			81
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			160
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの			400
	外径が 1 メートル以上のもの			810
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートル	1,300
法第 32 条 第 1 項第 5 号に掲げる 施設	地下街及び地下 室	階数が一のもの	につき 1 年	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が二のもの		A に 0.007 を乗じて得た額
		階数が三以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			570
	地下に設ける通路			340
	その他のもの			1,300
法第 32 条 第 1 項第 6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートル につき 1 日	11
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル につき 1 月	110
道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「政令」という。)第 7 条第 1	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル につき 1 月	110
		その他のもの	表示面積 1 平方メートル につき 1 年	1,100
	標識		1 本につき 1	1,100

号に掲げる 物件		年		
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11
		その他のもの	1本につき1月	110
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100
		その他のもの		570
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	110	
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			130	
政令第7条第7号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
備考				
(1) 電柱とは、当該電柱に設置される変圧器を含むものとする。以下同じ。				
(2) 『話柱とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。』				
(3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。				
(4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。				
(5) Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。				
(6) 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若				

しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。